

○長門市低入札価格調査制度実施要領

(平成17年3月22日要領第33号)

改正	平成19年3月12日要領第13号	平成20年3月1日要領第9号
	平成20年3月31日要領第17号	平成21年5月13日要領第13号
	平成21年8月10日要領第19号	平成22年4月1日要領第4号
	平成23年3月25日要領第5号	平成24年4月1日要領第8号
	平成25年4月1日要領第8号	平成26年3月12日要領第5号
	平成27年1月27日要領第2号	平成28年6月1日要領第24号
	平成30年4月1日要領第13号	令和3年3月31日要領第5号
	令和3年3月31日要領第16号	

1 趣旨

この要領は、長門市財務規則(平成17年長門市規則第57号)第98条の規定に基づく最低価格の入札者以外の者を落札者とするとき(以下「低入札価格調査制度」という。)の事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

2 調査基準価格の設定

工事又は製造の請負の契約を締結しようとする場合で、当該申込み(入札)に係る価格について、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときに該当するかどうかの基準となる価格(以下「調査基準価格」という。)は、次のとおりとする。

(1) 土木系工事(土木等一般工事、土木系機械設備工事及び土木系電気設備工事)

予定価格の算出基礎となった「直接工事費の10/10+共通仮設費の9/10+現場管理費の8/10+一般管理費の7/10」(合計額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切捨てる。)とする。

(2) 営繕系工事(建築工事、営繕系機械設備工事、営繕系電気設備工事及び解体工事)

予定価格の算出基礎となった「直接工事費の10/10+共通仮設費の9/10+現場管理費の8/10+一般管理費の7/10」(合計額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切捨てる。)とする。

(3) 前号の営繕系工事において、直接工事費の額は、直接工事費から現場管理費相当額を減じた額とし、現場管理費の額は、現場管理費に直接工事費から減じた現場管理費相当額を加えた額とし、現場管理費相当額は、次のとおり算定する。

ア 営繕系工事のうち昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事 直接工事費に10分の2を乗じた額

イ アを除く営繕系工事 直接工事費に10分の1を乗じた額

3 調査の対象

予定価格が3,000万円以上の工事又は製造で、入札価格が調査基準価格を下回ったものとする。

4 入札参加者への周知

入札執行者は、調査基準価格を下回った入札があったときは、直ちに入札を打ち切り、調査後改めて落札者を決定することがある旨を、入札執行前に周知するものとする。

5 入札の執行

入札の結果、調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、入札執行者は、「調査基準価格を下回った入札があったので落札決定を保留する」旨宣言し、入札を終了する。

6 調査の実施

- (1) 入札執行者は、入札終了後、調査基準価格を下回った入札者(以下「調査対象者」という。)に対し、その価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれあると認められるか否かを、次の事項について調査をする。

ア その価格で入札した理由及び入札価格の内訳書(工事費内訳書の提出を受けていない場合)

イ 手持工事の状況

ウ 手持資材・資材購入予定の状況

エ 手持機械の状況

オ 労務者の確保計画

カ 安全対策の計画

キ 品質確保の計画

ク 過去に施工した公共工事

ケ 建設副産物の搬出予定の状況

コ 下請予定業者の状況

サ 経営内容状況及び信用状況

シ その他

- (2) 入札執行者は、前号の調査結果について、長門市建設工事等指名審査会(以下「指名審査会」という。)での審査となるが、審査の結果によっては、再度調査を実施することもあるので、その旨を調査対象者に伝えるものとする。

7 調査方法

前項の調査は、次に掲げる方法による。ただし、入札執行者は必要がある場合は、この調査方法によらないことができる。

- (1) 入札執行者は、入札終了後、調査の対象者があった場合は、すべての調査対象者に対して調査を行う旨を連絡するとともに、当該連絡を行った日の翌日から起算して3日以内(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)に、調査の実施に必要な前項に掲げる資料及び添付資料(以下「資料等」という。)のすべてを提出するよう求めるものとする。
- (2) 調査対象者は、前号の資料等の提出について、提出期限後の差し替え及び再提出を認めないものとする。ただし、資料等及び事情聴取の内容により、入札執行者が必要と認め、調査対象者に教示を行ったときは、この限りでない。
- (3) 前号の教示を踏まえた資料等の再提出等に係る提出期限については、作成に必要な時間を確保した上で入札執行者が適切に設定するものとする。
- (4) 入札執行者は、入札時に工事費内訳書の提出を受けた工事については、当該内訳書を、そうでないものについては、調査時に提出された内訳書を用いて、数値的判断基準のうち、判断できる項目について審査する。
- (5) 入札執行者は、前号の審査項目をすべて満足した者のうち、入札価格の低い者(総合評価競争入札方式によるものについては、評価値(技術提案資料に記載された施工方法及び技術的能力等の条件について、設計図書で定めるところにより、それぞれ求められた評価点の合計に100点を加え、入札書に記載された金額で除して得た値をいう。)の高い者)から順に事情聴取を行い、すべての審査項目について審査する。
- (6) 入札執行者は、前号の審査により落札となる候補者(以下「落札候補者」という。)が決定した時点で、以後の業者の調査は行わず、調査を一旦終了す

る。

(7) 入札執行者は、調査対象者が次の場合に該当するときは、入札を無効とするものとする。

ア 提出期限までに資料等の提出を行わない場合

イ 第5号の事情聴取に応じない場合

ウ 第1号の提出資料に必要事項が記載されていない場合

8 報告

(1) 入札執行者は、第5項の規定により落札決定を保留した場合は、低入札価格調査の実施について(報告)(別記様式第1号)を、指名審査会会長に報告する。

9 判断基準

調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かの判断の基準は、次のとおりとする。

ただし、土木系、営繕系を問わず、機械設備工事、電気設備工事及び解体工事については、第2号アのうち(エ)から(ク)まで及び第2号イは適用しない。

(1) 基本的判断基準

ア 調査に協力的であること。

イ 企業努力による適正な見積りに基づく公正な価格競争の結果であること。

ウ 工事の手抜き、下請けへのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながるおそれがないこと。

(2) 数値的判断基準

ア 見積内訳書の審査基準

(ア) 数量は仕様書に計上した設計数量(参考数量)と同数であること。

(イ) 材料・製品は設計仕様に適合した品質・規格であること。

(ウ) 建設廃棄物は適正な処理費用が計上されていること。

(エ) 直接経費(直接工事費＋共通仮設費)は設計金額の80%以上であること。

(オ) 各工種金額(中項目(レベル2))は設計金額の50%以上であること。

(カ) 共通仮設費積上分は設計金額の50%以上であること。

(キ) 共通仮設費率計上分(準備費・安全費等)は設計金額の50%以上であること。

(ク) 管理費(現場管理費＋一般管理費)は設計金額の45%以上であること。

(ケ) 工事価格と入札金額は同一であること。また中項目(レベル2)以上で、値引き等による調整、違算がないこと。

(コ) 営繕系工事の場合は、(オ)及び(ケ)における「中項目」を「科目」と読み替える。

イ 判断基準額

判断基準額は、調査基準価格×0.98(千円未満の端数は切捨て)とし、入札価格がこの額以上であること。

10 落札・不落札の判断

(1) 入札執行者は、前項第1号及び第2号を総合的に勘案して、「契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否か」を判断する。

(2) 入札執行者は、前号の結果を低入札価格調査の結果について(協議)(別記様式第2号)を指名審査会に提出し、協議する。

(3) 指名審査会は、協議の結果により落札・不落札を決定する。ただし、協議の結果によっては、再度調査を指示することができる。

11 調査結果の通知

入札執行者は、落札候補者に対して落札の決定があった旨を通知するとともに、落札候補者以外の入札者に対して適宜の方法により通知する。

12 調査結果の公表

入札執行機関において、低入札価格調査の実施概要(別記様式第3号)を第10項により通知した日の翌日から起算して1年間が経過する日まで本庁舎情報公開コーナーにおいて閲覧に供する。

13 契約締結における条件

- (1) 本調査を実施した工事において、履行可能と判断し契約した工事については、現場代理人と主任技術者又は監理技術者との兼務を認めない。
- (2) 低入札価格調査において第6項第1号コの下請予定業者として提示した者と異なる相手方との下請契約の締結をしてはならない。(あらかじめ発注者の承認を受けた場合を除く。)

14 契約後の取扱い

本調査を実施した工事において、履行可能と判断し契約した工事については、施工体制等の点検を強化するものとする。

15 様式

この要領による様式は、次のとおりとする。

- (1) 低入札価格調査の実施について(報告)(別記様式第1号)
- (2) 低入札価格調査の結果について(協議)(別記様式第2号)
- (3) 低入札価格の実施概要(別記様式第3号)
- (4) 低入札価格調査表(別記様式第4号)
- (5) 手持工事の状況(別記様式第5号)
- (6) 手持資材一覧表(別記様式第6号)
- (7) 資材購入予定一覧表(別記様式第7号)
- (8) 手持機械一覧表(別記様式第8号)
- (9) 労務者の確保計画(別記様式第9号)
- (10) 安全対策の計画(安全衛生教育計画)(別記様式第10号)
- (11) 安全対策の計画(点検計画)(別記様式第11号)
- (12) 安全対策の計画(仮設設置計画)(別記様式第12号)
- (13) 安全対策の計画(交通誘導員配置計画)(別記様式第13号)
- (14) 品質確保の計画(技術者等の配置計画)(別記様式第14号)
- (15) 品質確保の計画(品質管理計画)(別記様式第15号)
- (16) 品質確保の計画(出来形管理計画)(別記様式第16号)
- (17) 過去に施工した公共工事(別記様式第17号)
- (18) 建設副産物の搬出予定地(別記様式第18号)
- (19) 下請予定業者一覧表(別記様式第19号)
- (20) 低入札価格調査基準価格設定書(別記様式第20号)
- (21) 低入札価格審査意見書(別記様式第21号)
- (22) 低入札価格調査に係る落札者決定通知書(別記様式第22号)
- (23) 低入札価格に係る不落札決定通知書(別記様式第23号)
- (24) 記載要領等(別記様式第24号)

附 則

この要領は、平成17年3月22日から施行する。

附 則(平成19年3月12日要領第13号)
この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月1日要領第9号)
この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日要領第17号)
この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年5月13日要領第13号)
(施行期日)

- 1 この要領は、平成21年5月13日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要領の施行の日の前日までに、公告又は指名通知を行った入札については、なお従前の例による。

附 則(平成21年8月10日要領第19号)
この要領は、平成21年8月10日から施行する。

附 則(平成22年4月1日要領第4号)
この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月25日要領第5号)
この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年4月1日要領第8号)
この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年4月1日要領第8号)
この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月12日要領第5号)
この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年1月27日要領第2号)
この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年6月1日要領第24号)
この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附 則(平成30年4月1日要領第13号)
この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日要領第5号)
この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日要領第16号)
(施行期日)

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要領の施行の際、現に存するこの要領による改正前の書式による用紙は、
当分の間、使用することができる。

別記様式第1号(第14項関係)
低入札価格調査の実施について(報告)
[別紙参照]

別記様式第2号(第14項関係)
低入札価格調査の結果について(協議)
[別紙参照]

別記様式第3号(第14項関係)
低入札価格調査の実施概要
[別紙参照]

別記様式第4号(第14項関係)
低入札価格調査表
[別紙参照]

別記様式第5号(第14項関係)
手持工事の状況
[別紙参照]

別記様式第6号(第14項関係)
手持資材一覧表
[別紙参照]

別記様式第7号(第14項関係)
資材購入予定一覧表
[別紙参照]

別記様式第8号(第14項関係)
手持機械一覧表
[別紙参照]

別記様式第9号(第14項関係)
労務者の確保計画
[別紙参照]

別記様式第10号(第14項関係)
安全対策の計画(安全衛生教育計画)
[別紙参照]

別記様式第11号(第14項関係)
安全対策の計画(点検計画)
[別紙参照]

別記様式第12号(第14項関係)
安全対策の計画(仮設設置計画)
[別紙参照]

別記様式第13号(第14項関係)
安全対策の計画(交通誘導員配置計画)
[別紙参照]

別記様式第14号(第14項関係)
品質確保の計画(技術者等の配置計画)
[別紙参照]

別記様式第15号(第14項関係)
品質確保の計画(品質管理計画)
[別紙参照]

別記様式第16号(第14項関係)
品質確保の計画(出来形管理計画)
[別紙参照]

別記様式第17号(第14項関係)
過去に施工した公共工事
[別紙参照]

別記様式第18号(第14項関係)
建設副産物の搬出予定地
[別紙参照]

別記様式第19号(第14項関係)
下請予定業者一覧表
[別紙参照]

別記様式第20号(第14項関係)
低入札価格調査基準価格設定書
[別紙参照]

別記様式第21号(第14項関係)
低入札価格審査意見書
[別紙参照]

別記様式第22号(第14項関係)
低入札価格調査に係る落札者決定通知書
[別紙参照]

別記様式第23号(第14項関係)
低入札価格調査に係る不落札決定通知書
[別紙参照]

別記様式第24号(第14項関係)
記載要領等
[別紙参照]